

京田辺市と京都府立大学との連携協力に関する協定書

京田辺市と京都府立大学とは、下記のとおり連携協力に関する包括協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、京田辺市と京都府立大学が相互の人的、物的、知的資源を交流、活用し、地域社会の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

(連携協力)

第2条 京田辺市と京都府立大学は、次の事項について連携協力する。

- (1) 教育研究を通じた地域の振興に関する事項
- (2) 健康・福祉の増進に関する事項
- (3) 環境保全に関する事項
- (4) 文化・歴史・教育の振興に関する事項
- (5) 産業の振興、まちづくりの推進に関する事項
- (6) 人材の育成に関する事項
- (7) その他目的を達成するために両者が必要と認める事項

(期間)

第3条 この協定の期間は、令和4年3月18日から令和5年3月31日までとする。ただし、前項に定める期間が満了する日の1月前までに、京田辺市と京都府立大学のいずれからも書面による改廃の申し入れがない場合には、満了の日の翌日から、さらに1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他必要な事項については、京田辺市と京都府立大学が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年(2022年)3月18日

京田辺市長
(自署)

京都府立大学長
(自署)